

相模原市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 8 月 23 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例
相模原市区の設置等に関する条例(平成 21 年相模原市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の表南区役所麻溝まちづくりセンターの項中「相模原市南区当麻 1324 番地 2」を「相模原市南区下溝 594 番地 6」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 2 月 12 日から施行する。

提案の理由

南区役所麻溝まちづくりセンターの移転に伴い、位置を変更いたしたく提案するものである。

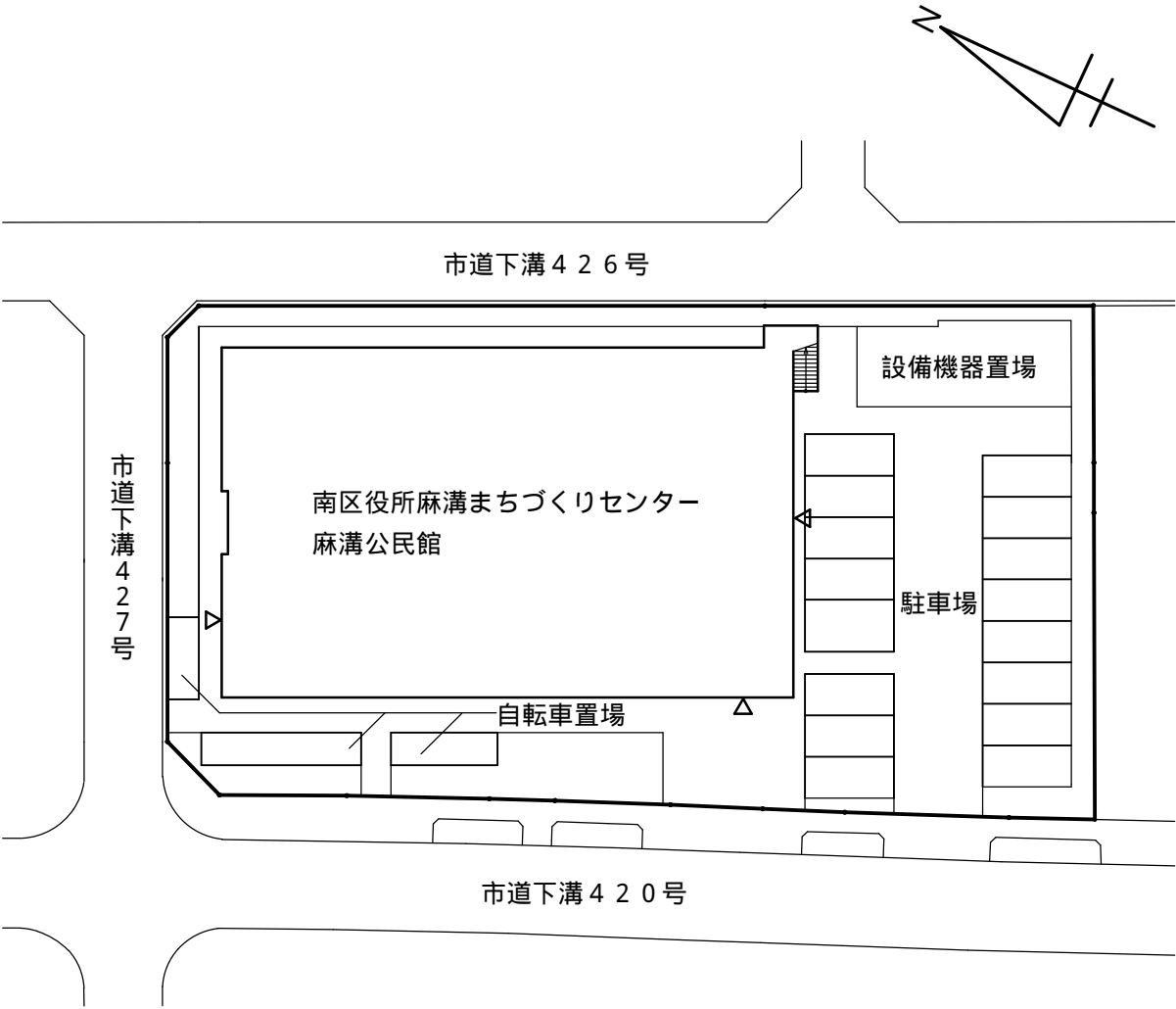
案 内 図



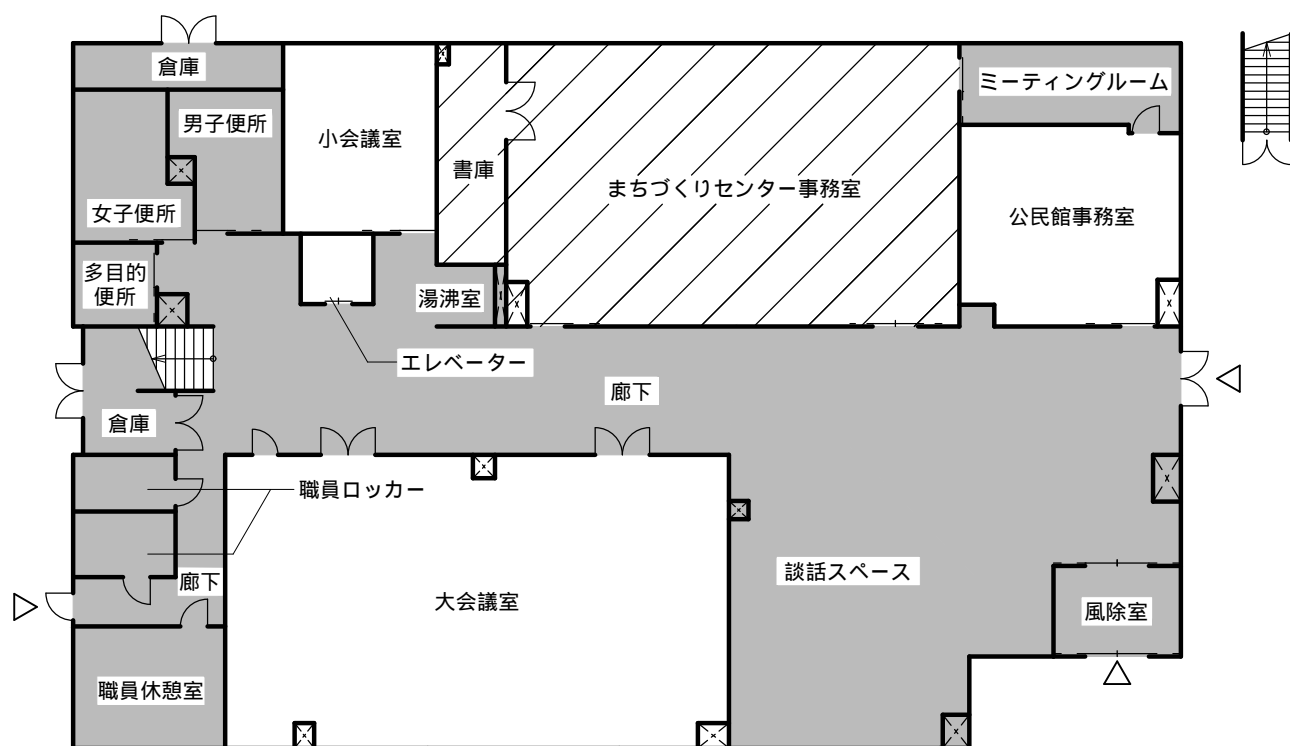
施設の概要

区 分	移転前	移転後
位 置	相模原市南区当麻 1 3 2 4 番地 2	相模原市南区下溝 5 9 4 番地 6
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷 地 面 積	2, 0 0 6. 8 4 m ²	2, 1 0 2. 4 4 m ²
延べ床面積	5 7 2. 5 2 m ² (共用部分を含む。)	5 6 8. 5 7 m ² (共用部分を含む。)

配 置 図



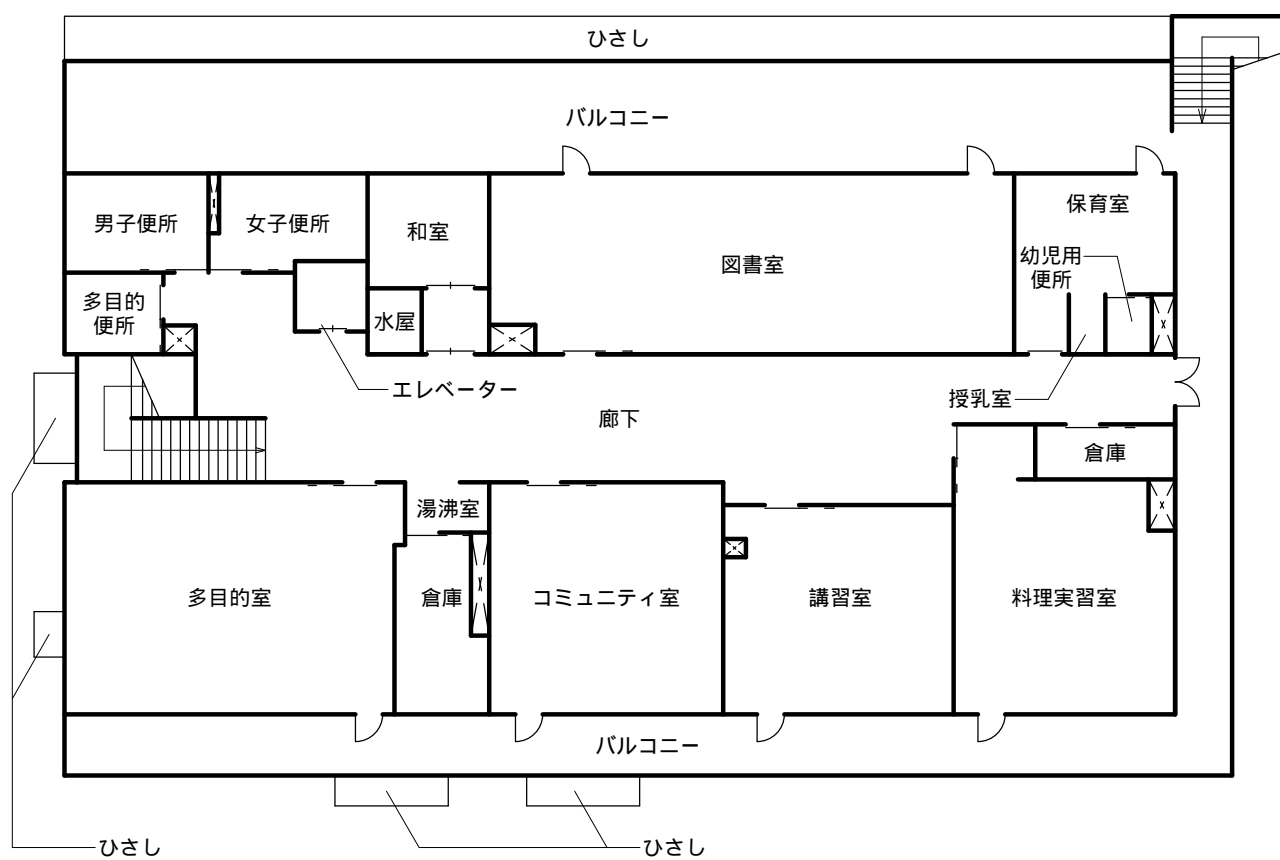
1 階平面図



凡 例

- 共用部分
- まちづくりセンター部分
- 公民館部分

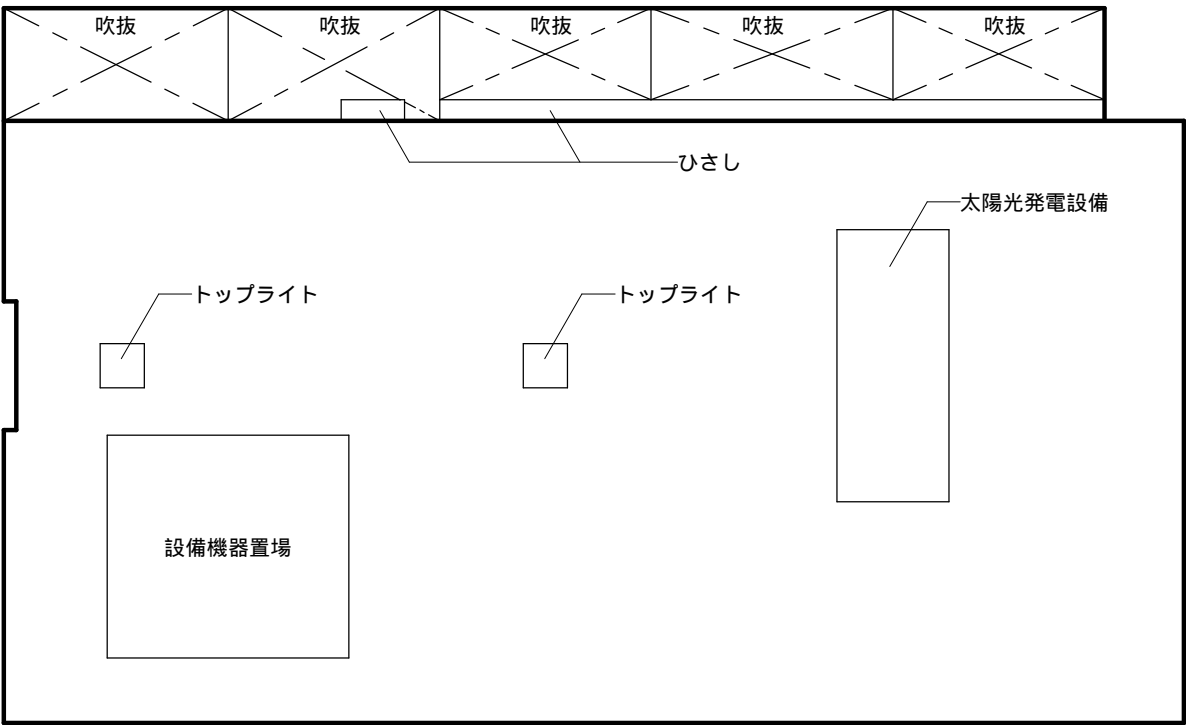
2 階平面図



凡 例

公民館部分

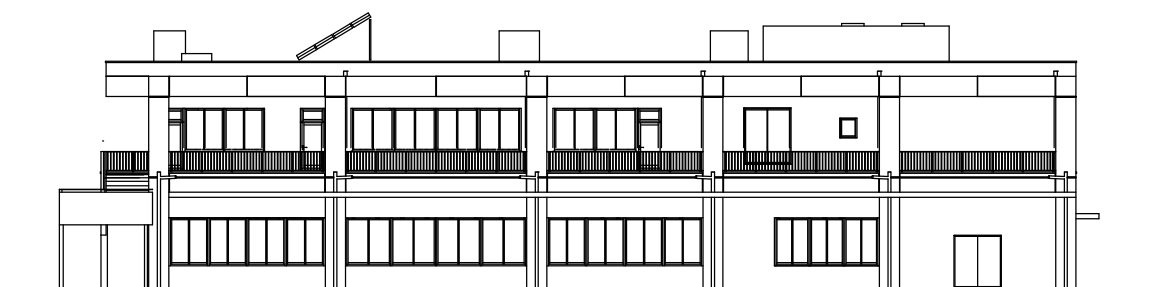
屋上平面図



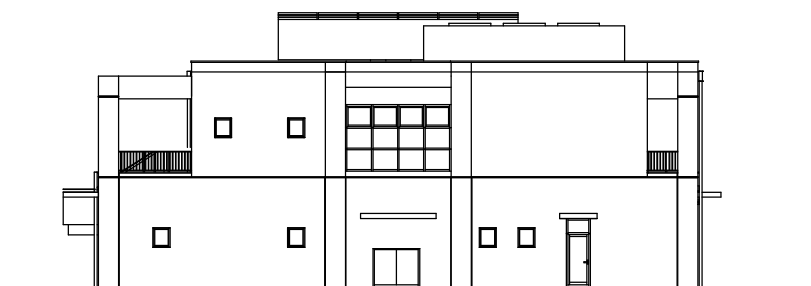
西立面图



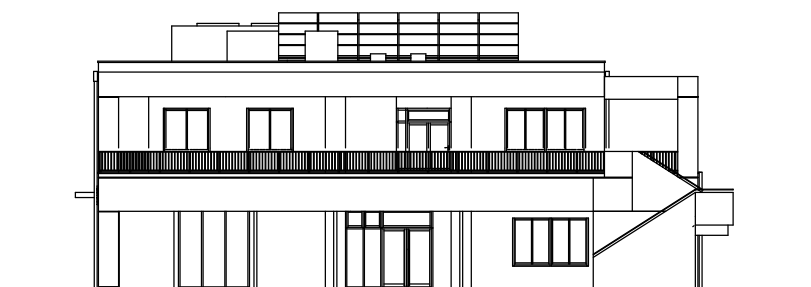
東立面图



北立面图



南立面图



相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例について
相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 8 月 2 3 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例
相模原市立ふれあい広場条例(昭和 6 3 年相模原市条例第 4 号)の一部を次のよう
に改正する。

別表に次のように加える。

相模原市立城山ふれあい広場	相模原市緑区川尻 4 1 3 1 番 3
---------------	----------------------

附 則

この条例は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原市立城山ふれあい広場を設置いたしたく提案するものである。

案 内 図



相模原市立城山ふれあい広場の概要

位 置	相模原市緑区川尻 4 1 3 1 番 3
面 積	2, 0 0 0 m ²

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 8 月 2 3 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
附属機関の設置に関する条例(昭和 3 7 年相模原市条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市地域福祉推進協議会の項中「第 1 0 7 条」を「第 1 0 7 条第 1 項」に、「1 1 人以内」を「1 5 人以内」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される相模原市地域福祉推進協議会の委員の任期は、この条例による改正後の別表市長の部相模原市地域福祉推進協議会の項の規定にかかわらず、この条例の施行前に委嘱された相模原市地域福祉推進協議会の委員の任期満了の日までとする。

提案の理由

第 4 期相模原市地域福祉計画の策定に当たり、同計画の一部として位置付ける市町村成年後見制度利用促進基本計画及び地方再犯防止推進計画に係る調査審議等の充実を図るため、相模原市地域福祉推進協議会の委員の数の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例について
相模原市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例を次のように制定する。

平成 30 年 8 月 23 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前公開、これに対する関係住民等からの生活環境の保全上の意見聴取に関する手続、紛争が生じた場合のあっせん等について必要な事項を定めることにより、事業計画者及び関係住民等の相互理解の促進並びに紛争の予防及び調整を図るとともに、市民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 廃棄物処理施設 廃棄物の処理に関する施設であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 法第 7 条第 1 項、第 14 条第 1 項又は第 14 条の 4 第 1 項の許可を受け、又は受けようとする者が当該許可に係る事業の用に供する廃棄物の積替施設
 - イ 法第 7 条第 6 項、第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項の許可を受け、又は受けようとする者が当該許可に係る事業の用に供する施設(廃棄物の保管施設を除く。)
 - ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。)第 2 条第 2 号又は第 9 条第 2 号の指定を受け、又は受けようとする者がその指定に係る事業の用に供する廃棄物の積替施設

エ 省令第2条の3第2号又は第10条の3第2号の指定を受け、又は受けようとする者がその指定に係る事業の用に供する施設(廃棄物の保管施設を除く。)

オ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)第60条第1項の許可を受け、又は受けようとする者が当該許可に係る事業の用に供する施設

カ 自動車リサイクル法第67条第1項の許可を受け、又は受けようとする者が当該許可に係る事業の用に供する施設

(3) 廃棄物処理施設の設置等 次に掲げる行為をいう。

ア 廃棄物処理施設の設置

イ 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類、廃棄物処理施設の処理能力その他の変更であって、第5条第2号イに規定する許可を要するもの(法第7条の2第1項の一般廃棄物収集運搬業者、法第14条の2第1項の産業廃棄物収集運搬業者又は法第14条の5第1項の特別管理産業廃棄物収集運搬業者が行う積替え又は保管を行わない廃棄物の種類のみの変更を除く。)

ウ 廃棄物処理施設の増設又は移転であって、法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)又は自動車リサイクル法第63条第1項若しくは第71条第1項の規定による届出を要するもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、廃棄物処理施設の処理能力の変更であって規則で定めるもの

(4) 事業計画者 廃棄物処理施設の設置等をしようとする者をいう。

(5) 関係地域 廃棄物処理施設の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれのある地域として第7条の規定により市長が定める地域をいう。

(6) 関係住民等 関係地域に住所を有する者及び廃棄物処理施設の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれのある者として規則で定めるものをいう。

(7) 紛争 廃棄物処理施設の設置等に伴い生じるおそれのある生活環境の保全上の支障に関して、事業計画者と関係住民等との間に生じる争いをいう。

(市の責務)

第3条 市は、廃棄物処理施設の設置等が適正かつ円滑に行われるよう、事業計画

者に対し、生活環境の保全に関して必要な指導又は助言を行うとともに、市民に対し、必要な情報の提供に努めるものとする。

- 2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適切にその調整を図るものとする。

(事業計画者及び関係住民等の責務)

第4条 事業計画者は、廃棄物処理施設の設置等に当たっては、生活環境に十分配慮するとともに、関係住民等に対し、正確かつ誠実に当該廃棄物処理施設の設置等に関する情報を提供することにより、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

- 2 事業計画者及び関係住民等は、それぞれの立場を尊重し、相互理解に努めるとともに、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければならない。
- 3 事業計画者及び関係住民等は、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(事前協議)

第5条 事業計画者は、次に掲げる行為を行うときは、あらかじめ次条から第17条までに定める手続(以下「事前協議」という。)を当該行為についてそれぞれ完了し、第16条の規定による通知を受けなければならない。

- (1) 法第8条第3項に規定する調査又は法第15条第3項に規定する調査(次条においてこれらを「生活環境影響調査」という。)

- (2) 廃棄物処理施設の設置等に係る次に掲げる申請等

ア 法第7条第1項若しくは第6項、第8条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1項又は自動車リサイクル法第60条第1項若しくは第67条第1項の規定による許可の申請

イ 法第7条の2第1項、第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項若しくは第15条の2の6第1項又は自動車リサイクル法第70条第1項の規定による許可の申請

ウ 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定の申請

エ 第2条第3号ウ又はエに掲げる行為

(事前協議書の提出)

第6条 事前協議を実施しようとする事業計画者は、廃棄物処理施設の設置等に係る計画(以下「事業計画」という。)について、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面(以下「事前協議書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 事業の範囲
- (3) 廃棄物処理施設の設置等の場所
- (4) 廃棄物処理施設の種類及び数量
- (5) 廃棄物処理施設において取り扱う廃棄物の種類
- (6) 廃棄物処理施設における廃棄物の保管上限
- (7) 廃棄物処理施設(第2条第2号イ、エ及びカに掲げる施設に限る。)の処理能力(当該廃棄物処理施設が法第2条第4項に規定する産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (8) 廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (9) 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- (10) 廃棄物を運搬するための車両の運行に関する計画
- (11) 廃棄物処理施設(法第2条第4項に規定する産業廃棄物の最終処分場に限る。)の災害防止に関する計画

2 事前協議書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載した書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- (1) 前条第1号に掲げる行為を行う場合にあらかじめ行う事前協議 生活環境影響調査に関する事項として規則で定める事項
- (2) 前条第2号に掲げる行為を行う場合にあらかじめ行う事前協議 次に掲げる事項

ア 生活環境影響調査の結果の概要(その事業計画が生活環境影響調査を要しない場合にあっては、周辺の生活環境の状況を勘案して規則で定める項目についての調査を行った結果の内容)

イ 生活環境の保全に関する事項として規則で定める事項

3 市長は、第1項の規定による事前協議書の提出があったときは、提出を行った事業計画者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(関係地域の指定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による事前協議書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、関係地域を定め、これを事業計画者に通知するものとする。

(事前協議書等の告示及び縦覧)

第8条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、遅滞なく、事前協議書の提出があった旨その他必要な事項を告示し、事前協議書及びこれに添付された第6条第2項各号に定める事項を記載した書面を告示の日から1月間、一般の縦覧に供しなければならない。

(関係住民等に対する周知)

第9条 事業計画者は、関係住民等に対して理解を求めるため、事業計画の内容について周知を行わなければならない。

2 前項の周知は、前条に規定する縦覧期間内に関係地域内において事業計画の内容についての説明会(以下この条及び次条において「事業計画説明会」という。)を開催することにより行わなければならない。ただし、関係地域内で事業計画説明会を開催することが困難な場合であって、市長が認めるときは、規則で定める方法によることができる。

(事業計画説明会の開催の周知)

第10条 事業計画者は、事業計画説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を記載した書面を市長に提出するとともに、事業計画説明会の開催を予定する日の1週間前までに、規則で定めるところにより、これを周知しなければならない。

2 事業計画者は、前条第1項の周知を行ったときは、規則で定めるところにより、周知の結果を記載した書面(以下この条及び次条において「周知結果報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、周知結果報告書の内容から、関係住民等に対して十分な周知がなされていないと認めるときは、事業計画者に対して再度の周知を指示するものとする。

4 第2項の規定は、前項の規定による再度の周知について準用する。

(周知結果報告書の告示及び縦覧)

第11条 市長は、前条第2項の周知結果報告書(同条第3項の規定による指示をした場合にあっては、同条第4項の規定により準用する同条第2項の周知結果報告書)の提出があったときは、遅滞なく、周知結果報告書の提出があった旨その

他必要な事項を告示し、当該周知結果報告書を告示の日から2週間、一般の縦覧に供しなければならない。

(関係住民等の意見)

第12条 事業計画について生活環境の保全上の意見を有する関係住民等は、第8条に規定する縦覧期間の満了の日又は前条に規定する縦覧期間の満了の日のいずれか遅い日の翌日から起算して2週間を経過する日まで(次項において「提出期間」という。)に、生活環境の保全上の意見を記載した書面(以下「意見申立書」という。)を市長に提出することができる。

2 市長は、提出期間を経過したときは、前項の規定により提出された意見申立書に記載された意見の概要(意見申立書の提出がない場合にあっては、その旨)を事業計画者に通知するものとする。

(事業計画者の見解)

第13条 事業計画者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、意見申立書の提出がない場合を除き、規則で定めるところにより、意見申立書に記載された意見の概要に対する事業計画者の見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 事業計画者は、前項の規定により見解書を提出したときは、関係住民等に対し、その内容について周知を行わなければならない。

3 前項の周知は、第1項の規定により見解書を提出した日から1月を経過する日までに、関係地域内において関係住民等に対して当該見解書の内容について周知を図るための説明会(以下この条及び次条において「見解書説明会」という。)を開催することにより行わなければならない。ただし、関係地域内で見解書説明会を開催することが困難な場合であって、市長が認めるときは、規則で定める方法によることができる。

(見解書説明会の開催の周知)

第14条 事業計画者は、見解書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を記載した書面を市長に提出するとともに、見解書説明会の開催を予定する日の1週間前までに、規則で定めるところにより、これを周知しなければならない。

2 事業計画者は、前条第2項の周知を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

(見解書の内容に対する関係住民等の意見)

第15条 第12条の規定は、見解書の内容に対する関係住民等の意見申立書の提出等について準用する。この場合において、同条第1項中「第8条に規定する縦覧期間の満了の日又は前条に規定する縦覧期間の満了の日のいずれか遅い日」とあるのは、「第13条第3項の規定により見解書の内容についての周知が行われた日」と読み替えるものとする。

2 第13条第1項及び第2項並びに前条第2項の規定は、前項において準用する第12条第2項の規定による通知を受けたときの事業計画者の見解書の提出、その内容についての周知及び周知結果の報告について準用する。

(事前協議の完了)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、事前協議が完了したと認めるときは、その旨を事業計画者に通知するものとする。

(1) 第12条第1項(前条第1項において準用する場合を含む。)の規定による意見申立書の提出がない場合

(2) 第14条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けた場合

(3) 第19条の規定により手続を省略した場合

(事業計画の変更又は廃止)

第17条 事業計画者は、事前協議書を提出したときから前条の規定による通知を受けるまでの間に事業計画について第6条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、事前協議を再度実施しなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前項の規定により行わなければならない事前協議は、第5条第1号に掲げる行為を行う場合にあらかじめ行う事前協議を実施し、前条の規定による通知を受けているときにおける当該事前協議を含むものとする。

3 事業計画者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしたとき、又は事業計画の廃止をしたときは、変更又は廃止の日から10日を経過する日までに、その旨を記載した書面により市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があつた場合は、遅滞なく、事業計画の変更又は廃止があつた旨その他必要な事項を告示し、当該届出があつた日が第8条又は第11条に規定する縦覧期間中であるときは、当該期間中、前項の書面を一般の

縦覧に供しなければならない。

(着手の報告)

第18条 事業計画者は、第5条各号に掲げる行為に着手したときは、当該行為を行った日から10日を経過する日までに、その旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、事業計画者が第16条の規定による通知を受けた日から1年を経過する日までに、正当な理由がなく当該通知を受けた第5条各号に掲げる行為に着手しない場合は、当該事業計画について、前条第3項の規定による事業計画の廃止の届出がなされたものとみなす。

(関係住民等に対する周知等の省略)

第19条 第9条から第15条までに定める手続は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が適当と認めるときは、省略することができる。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業専用地域において廃棄物処理施設の設置等を行うとき。

(2) 廃棄物処理施設が移動することができるように設計されたものであるとき。

(事前協議の適用除外)

第20条 第5条から第18条までの規定は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項に規定する対象事業又は相模原市環境影響評価条例(平成26年相模原市条例第33号)第2条第2号に規定する対象事業となる廃棄物処理施設の設置等については、適用しない。

(環境保全協定の締結)

第21条 市長は、事業計画者及び関係住民等に対し、両者の間において、廃棄物処理施設の設置等に関し生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定(以下「環境保全協定」という。)を締結するよう求めることができる。

2 事業計画者及び関係住民等は、前項の規定による求めがあったときは、環境保全協定を締結するよう努めなければならない。

3 市長は、環境保全協定の締結に際し、必要な助言を行うことができる。

4 事業計画者は、環境保全協定を締結したときは、遅滞なく、当該環境保全協定に係る書面の写しを市長に提出しなければならない。

(紛争のあっせん)

第22条 事業計画者又は関係住民等は、紛争が自主的な解決に至らなかったとき

は、規則で定めるところにより、市長にあっせんの申請をすることができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、あっせんを行うものとする。

ただし、この条例に規定する手続を遵守していない者からの申請であるとき、又は紛争の性質上市長があっせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、その旨を当該あっせんの当事者となる事業計画者及び関係住民等に通知するものとする。

4 市長は、あっせんを行う場合において必要があると認めるときは、相模原市廃棄物処理施設設置等調整委員会の意見を聴くものとする。

(あっせんの打ち切り)

第23条 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては解決の見込みがないと認めるときは、当該あっせんを打ち切ることができる。

2 市長は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を当該あっせんの当事者である事業計画者及び関係住民等に通知するものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業計画者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、廃棄物処理施設の設置等に係る土地若しくは建築物若しくは事業計画者の事務所に立ち入り、必要な検査をさせ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第25条 市長は、事業計画者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業計画者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第5条又は第18条第1項の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の記載をした事前協議書その他の書面を提出したとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料を提出し、同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第 26 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その理由を前条の規定による勧告を受けた者に通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(他の市町村の長との協議)

第 27 条 市長は、廃棄物処理施設の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれのある地域に他の市町村の区域が含まれるときは、当該市町村の長に対し、事前協議書の写しその他必要な書類を送付し、事前協議の実施について協議し、必要に応じて当該市町村の長に協力を求めるものとする。

(委任)

第 28 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に事業計画者からその事業計画について紛争の予防及び調整に関して必要な措置に着手し、又はこれを完了した旨の申出があった場合で、市長が認めたときは、当該事業計画に係る廃棄物処理施設の設置等については、平成 32 年 3 月 31 日までの間、第 5 条から第 18 条までの規定は、適用しない。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 附属機関の設置に関する条例(昭和 37 年相模原市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

相模原市廃棄物処理施設設置等調整委員会	相模原市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例(平成 30 年相模原市条例第 号)第 22 条第 4 項の意見を答申するとともに、廃棄物処理施設の	5 人以内	3 年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
---------------------	--	-------	-----------------------------

	設置等に係る紛争に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。		
--	--	--	--

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例等の見直しに伴い、事業計画者と関係住民等の相互理解の促進並びに紛争の予防及び調整を図るとともに、市民の良好な生活環境の確保に寄与するため、廃棄物処理施設の設置等の手続について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例について

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 8 月 2 3 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 4 年相模原
市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第 1 の 3 1 の項中「のうち、東地区を除いた区域」を削る。

別表第 2 の 1 の表(1)の部を次のように改める。

(1)	建築してはなら ない建築物	(1) 法別表第 2 (ほ)項第 3 号に掲げる建築物(ダ ンスホールに限る。) (2) 法別表第 2 (へ)項第 2 号及び第 5 号並びに (と)項第 3 号及び第 4 号に掲げる建築物(原動 機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋そ の他これらに類する食品製造業(食品加工業を 含み、同項第 3 号(2 の 2)に該当するものを除 く。)及び同号(5)に掲げる事業(裁縫に限 る。)の用途に供する建築物を除く。) (3) 法別表第 2 (へ)項第 3 号に掲げる建築物(ナ イトクラブ及び建築基準法施行令(昭和 2 5 年 政令第 3 3 8 号。以下「政令」という。)第 1 3 0 条の 7 の 3 に規定する建築物に限る。)
-----	------------------	---

別表第2の3の表(1)の部A地区の欄に次のように加える。

(3) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物(ダンスホールに限る。)

別表第2の4の表(1)の部橋本駅西通り線沿道地区の欄中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物(ダンスホールに限る。)

別表第2の4の表(1)の部橋本駅西通り線沿道地区の欄に次のように加える。

(4) 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物(ナイトクラブ及び政令第130条の7の3に規定する建築物に限る。)

別表第2の7の表(1)の部を次のように改める。

(1)	建築してはならない建築物	(1) 敷地が市道新戸翠ヶ丘に1箇所につき4メートル以上接する建築物で、1階の全てを法別表第2(わ)項第2号又は第3号に掲げる用途に供するもの (2) 法別表第2(へ)項第2号及び第5号並びに(と)項第3号及び第4号に掲げる建築物(原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業(食品加工業を含む。)、同項第3号(5)に掲げる事業(裁縫及び編物に限る。))及び同号(12)に掲げる事業	(1) 敷地が市道新戸翠ヶ丘に1箇所につき4メートル以上接する建築物で、1階の全てを法別表第2(わ)項第2号又は第3号に掲げる用途に供するもの (2) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物(ダンスホールに限る。) (3) 法別表第2(へ)項第2号及び第5号並びに(と)項第3号及び第4号に掲げる建築物(原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業(食品加工業を含む。))、同項
-----	--------------	---	--

		の用途に供する建築物を除く。)	第3号(5)に掲げる事業(裁縫及び編物に限る。)及び同号(12)に掲げる事業の用途に供する建築物を除く。) (4) 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物(ナイトクラブ及び政令第130条の7の3に規定する建築物に限る。)
--	--	-----------------	---

別表第2の8の表(1)の部を次のように改める。

(1)	建築してはならない建築物	(1) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物(ダンスホールに限る。) (2) 法別表第2(へ)項第2号に掲げる建築物(原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業(食品加工業を含む。)の用途に供する建築物を除く。) (3) 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物(ナイトクラブ及び政令第130条の	(1) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物(ダンスホールに限る。)	
-----	--------------	--	--	--

		7の3に規定する建築物に限る。) (4) 法別表第2(と)項第3号及び第4号に掲げる建築物(同項第3号(5)に掲げる事業(裁縫及び編物に限る。))及び同号(12)に掲げる事業の用途に供する建築物を除く。) (5) 床面積の合計が50平方メートルを超える倉庫(建築物に附属するものを除く。)	
--	--	---	--

別表第2の9の表(1)の部原当麻駅東口地区の欄(1)中「すべて」を「全て」に改め、同欄中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物(ダンスホールに限る。)

別表第2の9の表(1)の部原当麻駅東口地区の欄に次のように加える。

(6) 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物(ナイトクラブ及び政令第130条の7の3に規定する建築物に限る。)

別表第2の10の表(1)の部A地区の欄中「建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。))」を「政令」に改め、同部C地区の欄中

「

法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物	を	(1) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物 (2) 別表第2(ほ)項第3	に改める。
---------------------	---	--	-------

」

号に掲げる 建築物（ダ ンスホール に限る。）

」

別表第2の11の表(1)の部沿道地区の欄中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物(ダンスホールに限る。)

別表第2の11の表(1)の部地区中心地区の欄中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物(ダンスホールに限る。)

別表第2の11の表(1)の部事業用地地区の欄中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物(ダンスホールに限る。)

別表第2の12の表(1)の部リバティ大通り地区の欄中(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物(ダンスホールに限る。)

(5) 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物(ナイトクラブ及び政令第130条の7の3に規定する建築物に限る。)

別表第2の13の表(1)の部B地区の欄中(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物(ダンスホールに限る。)

(5) 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物(ナイトクラブ及び政令第130条の7の3に規定する建築物に限る。)

別表第2の17の表(1)の部A地区の欄中(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物(ダンスホールに限る。)

(5) 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物(ナイトクラブ及び政令第130条の7の3に規定する建築物に限る。)

別表第2の17の表(1)の部B地区の欄中(10)を(11)とし、(6)から(9)までを(7)から(10)までとし、(5)の次に次のように加える。

(6) 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物(ナイトクラブ及び政令第130条の7の3に規定する建築物に限る。)

別表第2の17の表(1)の部C地区の欄(3)中「大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校」を「幼保連携型認定こども園」に改める。

別表第2の21の表(1)の部住宅地区の欄(3)中「第130条の4第3号及び第4号に掲げるもの」を「第130条の4第2号から第4号までに掲げるもの(同条第2号にあっては地方公共団体の支庁又は支所の用に供するものに限る。)」に改め、同欄(6)中「に限る」を「を除く」に改める。

別表第2の23の表(1)の部金丸地区の欄(1)中「ものは」を「ものを」に改め、同欄(2)中「前号」を「前2号」に改め、同欄中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 自治会館(一定の地区の区域内の住民が行う社会教育に関する活動(当該一定の地区の区域以外から一時に多数の者が集合するものを除く。))又は自治活動の用に供する建築物をいう。)

別表第2の26の表(1)の部低層住宅地区の欄(2)中「ものは」を「ものを」に改め、同部B地区の欄中(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物(ダンスホールに限る。)

(4) 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物(ナイトクラブ及び政令第130条の7の3に規定する建築物に限る。)

別表第2の31の表を次のように改める。

計画地区		西―1地区	西―2地区	東地区
		(1) 法別表第2(に)項第5号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物 (マーチャ	(1) 法別表第2(に)項第2号及び第5号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げ	法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物(ダンスホールに限る。)

		ン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場に限る。)	る建築物
	(3) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物(ダンスホールに限る。)	(3) 法別表第2(へ)項第3号及び第5号に掲げる建築物	(3) 法別表第2(へ)項第3号及び第5号に掲げる建築物
	(4) 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物(ナイトクラブ及び政令第130条の7の3に規定する建築物に限る。)	(4) 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げる建築物	(4) 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げる建築物
	(5) 法別表第2(へ)項第5号に掲げる建築物	(5) 法別表第2(を)項第6号に掲げる建築物	(5) 法別表第2(を)項第6号に掲げる建築物
	(6) 法別表第2(と)項第	(6) 法別表第2(わ)項第6号に掲げる建築物(博物館その他これに類するものを除く。)	(6) 法別表第2(わ)項第6号に掲げる建築物(博物館その他これに類するものを除く。)
		(7) 店舗及び飲食店(法別表第2(は)項第5号に掲げるものを除く。)	(7) 店舗及び飲食店(法別表第2(は)項第5号に掲げるものを除く。)
		(8) 事務所の	(8) 事務所の

(1)	建築してはならない建築物	3号に掲げる建築物 (同号(5)に掲げる事業(裁縫及び編物に限る。)及び同号(12)に掲げる事業の用途に供する建築物を除く。) (7) 法別表第2(と)項第4号に掲げる建築物 (8) 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げる建築物 (9) 法別表第2(を)項第5号に掲げる建築物 (専修学校及び各種学校を除く。) (10) 法別表第2(を)項第6号に掲	用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物 (9) 法別表第2(を)項第5号に掲げる建築物 (専修学校及び各種学校を除く。) その他これに類するものの (10) 神社、寺院、教会 その他これらに類するものの (11) 公衆浴場 (12) 老人福祉センター その他これに類するものの (13) 畜舎 (14) 危険物
-----	--------------	--	--

		ける建築物 (1 1) 法別表 第 2 (わ) 項 第 2 号及び 第 3 号に掲 げる建築物 (1 2) 法別表 第 2 (わ) 項 第 4 号に掲 げる建築物 (1 3) 神社、 寺院、教会 その他これ らに類する もの (1 4) 老人福 祉センター その他これ に類するも の (1 5) 畜 舎 (床 面 積 の 合計が 1 0 0 平方メート ルを超える も の に 限 る。)	の貯蔵又は 処理に供す る建築物	
(2)	建築物の容積率の 最高限度	1 0 分の 3 0		
(3)	建築物の建蔽率の 最高限度			

(4)	建築物の敷地面積の最低限度					
(5)	壁面の位置の制限	(ア)	距離	地区計画の計画図において、道路境界線からの後退距離が3メートル以上と定められた箇所については、3メートル	地区計画の計画図において、道路境界線又は隣地境界線からの後退距離が5メートル以上と定められた箇所については、5メートル	
		(イ)	適用除外の建築物	建築物の地盤面下の部分及び物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さ3メートル以下で、かつ、軒の高さが2.3メートル以下であるもの		
(6)	建築物の高さの最高限度				100メートル	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)による建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正により一部の用途地域において建築することができることとされたダンスホール、ナイトクラブ等について、これらの立地を規制し、及び良好な環境を保全するための建築物の制限を適用する区域に係る規定の改正及び東林間駅前地区ほか12地区の地区整備計画の区域内における建築物の制限に係る規定の改正、金丸地区における自治活動等の更なる充実を図るための同地区の地区整備計画の区域内における建築物の制限に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 適用区域に係る規定の改正(別表第 1 関係)

橋本大山町地区のうち東地区について、建築物の制限を適用する区域とするもの

(2) 東林間駅前地区ほか 1 2 地区の地区整備計画の区域内における建築物の制限に係る規定の改正(別表第 2 関係)

ア 第二種住居地域、工業地域及び工業専用地域における建築物等の用途の制限に係る規定の改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成 2 7 年法律第 4 5 号)による建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)の改正により、これまで同法の規定により第二種住居地域、工業地域及び工業専用地域において建築してはならないこととされていたダンスホールについて、建築することができることとされたことから、本市地区整備計画の区域内において建築してはならない建築物として追加するもの

※ 対象地区

緑が丘地区(A地区)、古淵駅周辺地区(駅周辺地区B)、南台 4 丁目地区(C地区)、しおだ地区(沿道地区、地区中心地区及び事業用地地区)及び橋本大山町地区(東地区)

イ 準住居地域、近隣商業地域等における建築物等の用途の制限に係る規定の改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律による建築基準法の改正により、これまで同法の規定により準住居地域及び近隣商業地域において建築してはならないこととされていたダンスホール及びナイトクラブその他これに類する建築物について、建築することができることとされたことから、本市地区整備計画の区域内において建築してはならない建築物として追加するもの

※ 対象地区

東林間駅前地区、橋本駅南口地区(橋本駅西通り線沿道地区)、相模台通り地区(B地区)、古淵駅周辺地区(駅前地区及び駅周辺地区A)、原当麻駅東口地区、リバティ大通り地区、氷川通り地区(B地区)、橋本都市拠点地区(A地区及びB地区)、川尻向原地区(沿道地区B地区)及び橋本大山町地区(西一1地区)

(3) 金丸地区の地区整備計画の区域内における建築物の制限に係る規定の改正
(別表第2関係)

金丸地区において、住民の社会教育に関する活動及び自治活動の更なる充実を図るため、同地区に建築することができる建築物として、自治会館を追加するもの

2 施行期日

公布の日

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 8 月 23 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市手数料条例(平成 12 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 1 号の表 4 5 の項中「又は法」を「又は」に改め、同項を同表 4 7 の項とし、同表 4 4 の項中「若しくは法」を「若しくは」に改め、同項を同表 4 6 の項とし、同表 4 3 の項中「若しくは法」を「若しくは」に改め、同項を同表 4 5 の項とし、同表中 4 2 の項を 4 4 の項とし、4 1 の項を 4 3 の項とし、同表 4 0 の項中「又は法」を「又は」に改め、同項を同表 4 2 の項とし、同表 3 9 の項中「又は法」を「又は」に、「合計面積」を「合計」に、「3 8 の項」を「4 0 の項」に、「3 7 の項」を「3 9 の項」に改め、同項を同表 4 1 の項とし、同表 3 8 の項中「又は法」を「又は」に改め、同項を同表 4 0 の項とし、同表 3 7 の項中「又は法」を「又は」に、「合計面積」を「合計」に、「3 6 の項」を「3 8 の項」に改め、同項を同表 3 9 の項とし、同表 3 6 の項中「又は法」を「又は」に改め、同項を同表 3 8 の項とし、同表 3 5 の項中「又は法」を「又は」に改め、同項を同表 3 7 の項とし、同表中 3 4 の項を 3 6 の項とし、2 6 の項から 3 3 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 2 5 の項中「仮設建築物」を「1 年以内の期間等を定めて使用する仮設興行場等」に改め、同項を同表 2 6 の項とし、同項の次に次のように加える。

27	法第 85 条 第 6 項	1 年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1 件	160,000 円
----	------------------	--	-----	-----------

別表第 4 第 1 号の表中 2 4 の項を 2 5 の項とし、2 の項から 2 3 の項までを 1

項ずつ繰り下げ、同表１の項中「第４３条第１項ただし書」を「第４３条第２項第２号」に改め、同項を同表２の項とし、同項の前に次のように加える。

1	法第４３条 第２項第１号	建築物の敷地と道路との関係の 建築の認定の申請に対する審査	1件	27,000円
---	-----------------	----------------------------------	----	---------

別表第４第１号の表備考１中「３５の項」を「３７の項」に改め、同表備考２中「３６の項及び３８の項」を「３８の項及び４０の項」に改め、同表備考３中「３７の項」を「３９の項」に改める。

別表第４第２号の表２の項及び４の項中「３５の項」を「３７の項」に、「４３の項」を「４５の項」に改める。

別表第４第３号の表２の項及び４の項並びに別表第４第６号の表４の項及び６の項中「合計面積」を「合計」に、「３５の項」を「３７の項」に、「４３の項」を「４５の項」に改める。

第２条 相模原市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第４第１号の表４７の項中「第８７条の２」を「第８７条の４」に改め、同項を同表５０の項とし、同表４６の項中「第８７条の２」を「第８７条の４」に改め、同項を同表４９の項とし、同表４５の項中「第８７条の２」を「第８７条の４」に改め、同項を同表４８の項とし、同表４４の項中「又は第３項」を「若しくは第３項又は第８７条の２第１項若しくは第２項において準用する法第８６条の８第３項」に改め、同項を同表４７の項とし、同表中４３の項を４６の項とし、４２の項を４５の項とし、同表４１の項中「４０の項」を「４３の項」に、「３９の項」を「４２の項」に改め、同項を同表４４の項とし、同表４０の項を同表４３の項とし、同表３９の項中「３８の項」を「４１の項」に改め、同項を同表４２の項とし、同表中３８の項を４１の項とし、３７の項を４０の項とし、３６の項を３７の項とし、同項の次に次のように加える。

38	法第８７条 の３第５項	建築物の用途を変更して興行場 等として使用することの許可の 申請に対する審査	1件	120,000円
39	法第８７条 の３第６項	建築物の用途を変更して特別興 行場等として使用することの許 可の申請に対する審査	1件	160,000円

別表第4第1号の表中35の項を36の項とし、11の項から34の項までを1項ずつ繰り下げ、同表10の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同項を同表11の項とし、同表9の項の次に次のように加える。

10	法第53条 第4項又は 第5項	建築物の建蔽率に関する特例の 許可の申請に対する審査	1件	33,000円
----	-----------------------	-------------------------------	----	---------

別表第4第1号の表備考1中「37の項」を「40の項」に改め、同表備考2中「38の項及び40の項」を「41の項及び43の項」に改め、同表備考3中「39の項」を「42の項」に改める。

別表第4第2号の表2の項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「37の項」を「40の項」に、「45の項」を「48の項」に改め、同表4の項中「37の項」を「40の項」に、「45の項」を「48の項」に改める。

別表第4第3号の表2の項及び4の項並びに別表第4第6号の表4の項及び6の項中「37の項」を「40の項」に、「45の項」を「48の項」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。ただし、第1条の規定は、同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案の理由

建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)による建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正に伴う建築の許可等の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 建築の許可等の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定の追加(第1条関係)

ア 避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして接道規制を適用除外とすることの認定の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する審査	1 件	27,000 円

イ 国際的な規模の会議又は競技会の用に供すること等により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等(仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物をいう。以下同じ。)の建築の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1 件	160,000 円

(2) 建築の許可等の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定の追加(第2条関係)

ア 市長が街区における避難上及び消火上必要な機能の確保を図るため必要と認めて前面道路の境界線から後退した壁面線の指定をした場合等における建築物の建蔽率の特例の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	1 件	33,000 円

イ 建築物の用途を変更し、一時的に他の用途の建築物として使用することの許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

(ア) 興行場等(興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。)として1年以内の期間(建築物の用途を変更して代替建築物として使用する場合は、市長が工事の施工上必要と認める期間)を定めて使用する場合

手数料を徴収する事務	単位	金額
建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	1 件	120,000 円

(イ) 特別興行場等(国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。以下同じ。)として使用上必要と認める期間を定めて使用する場合

手数料を徴収する事務	単位	金額
建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	1 件	160,000 円

ウ 建築時以後になされた基準の強化により、現行基準に適合しなくなった既存建築物の用途を変更する場合に計画的及び段階的に現行基準に適合させることを可能とするための全体計画の認定又は変更の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
2以上の工事の全体計画の認定又は変更の認定の申請に対する審査	1 件	120,000 円

2 施行期日

建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日。ただし、1(1)に係る規定については、同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について
相模原市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 8 月 2 3 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例
相模原市立公民館条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 5 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 麻溝公民館の項中「相模原市南区当麻 1 3 2 4 番地 2」を「相模原市南区下溝 5 9 4 番地 6」に改め、同表清新公民館の項中「相模原市中央区清新 3 丁目 1 6 番 6 号」を「相模原市中央区清新 3 丁目 1 6 番 1 号」に改める。

別表第 2 第 1 号の表中

「

麻溝公民館	大会議室	4 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室	3 0 0 円
	講習室	2 0 0 円

」

を

「

麻溝公民館	大会議室	5 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	和室	1 0 0 円
	講習室	2 0 0 円

	多目的室	200円
--	------	------

」

に改め、星が丘公民館の部の次に次のように加える。

清新公民館	大会議室	400円
	小会議室	100円
	料理実習室	200円
	和室	100円
	多目的室1	300円
	多目的室2	100円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年2月12日から施行する。ただし、別表第1清新公民館の項の改正規定及び別表第2第1号の表星が丘公民館の部の次に次のように加える改正規定は同年3月31日から、次項及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。

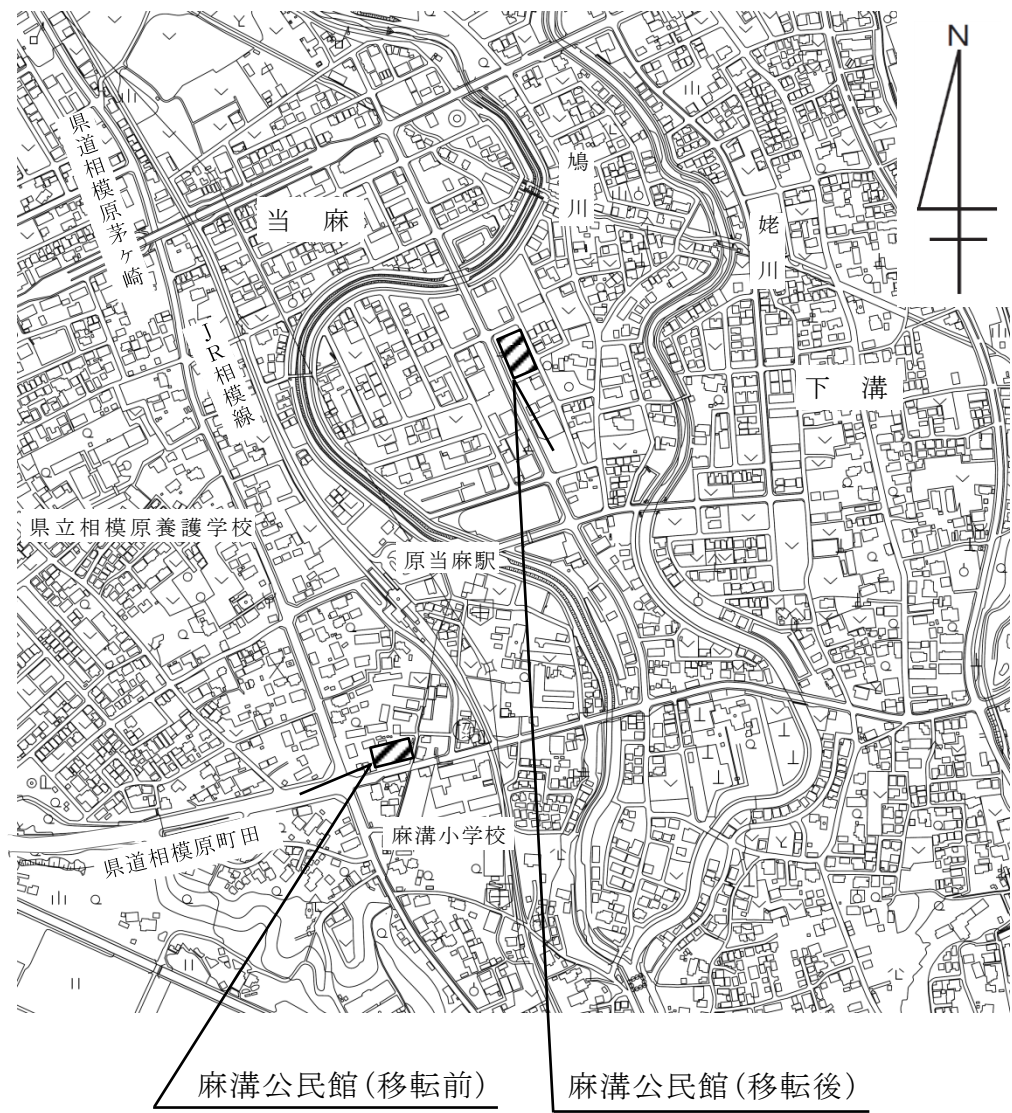
(準備行為)

- 2 改正後の別表第2第1号の表麻溝公民館の部に定める施設の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 改正後の別表第2第1号の表清新公民館の部に定める施設の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、同表星が丘公民館の部の次に次のように加える改正規定の施行の日前においても行うことができる。

提案の理由

麻溝公民館の移転整備工事に伴う同公民館の位置の変更及び利用に係る使用料の規定の改正並びに清新公民館の大規模改修工事及び増築工事に伴う同公民館の位置の変更及び利用に係る使用料の規定の追加をいたしたく提案するものである。

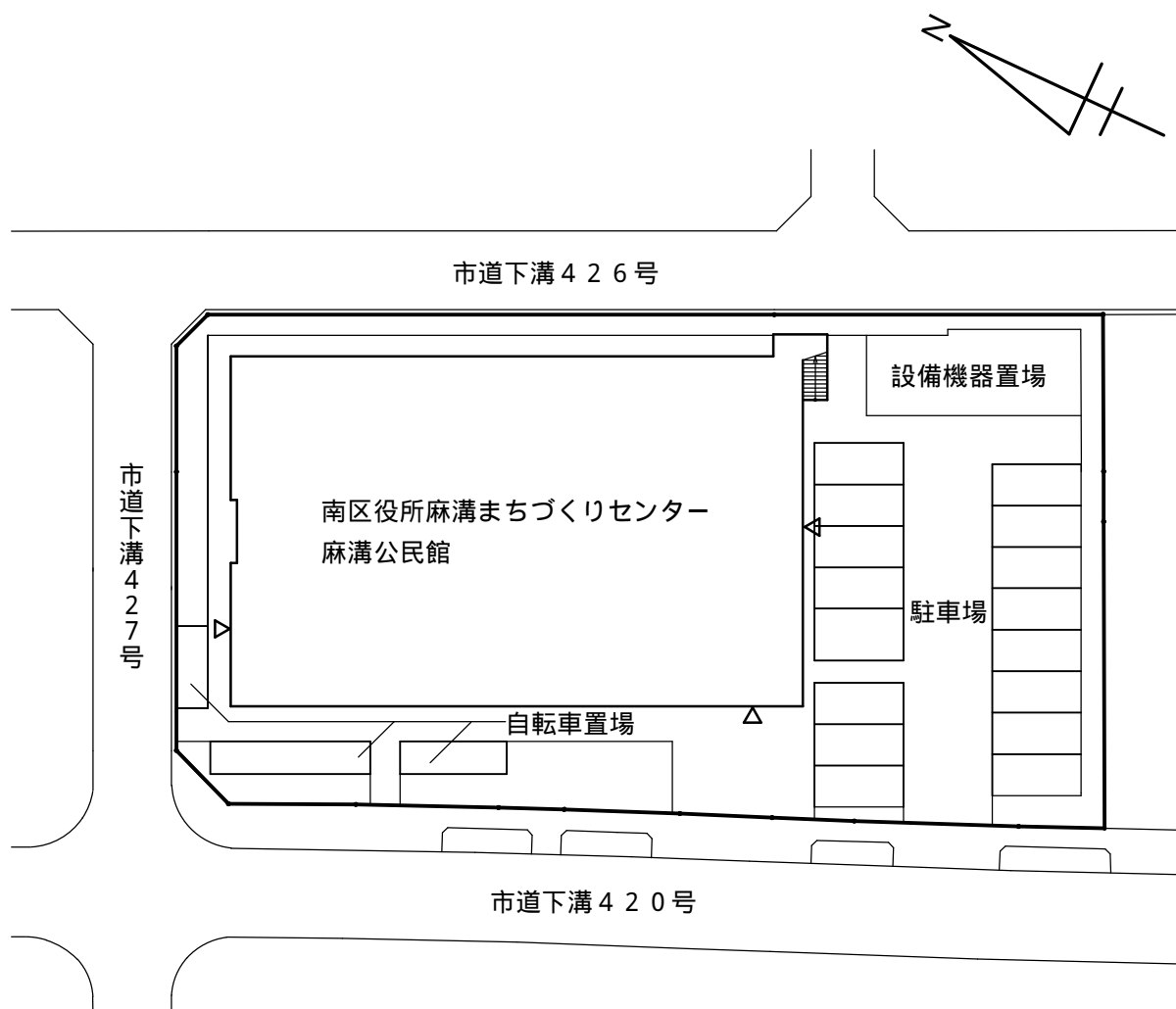
案 内 図



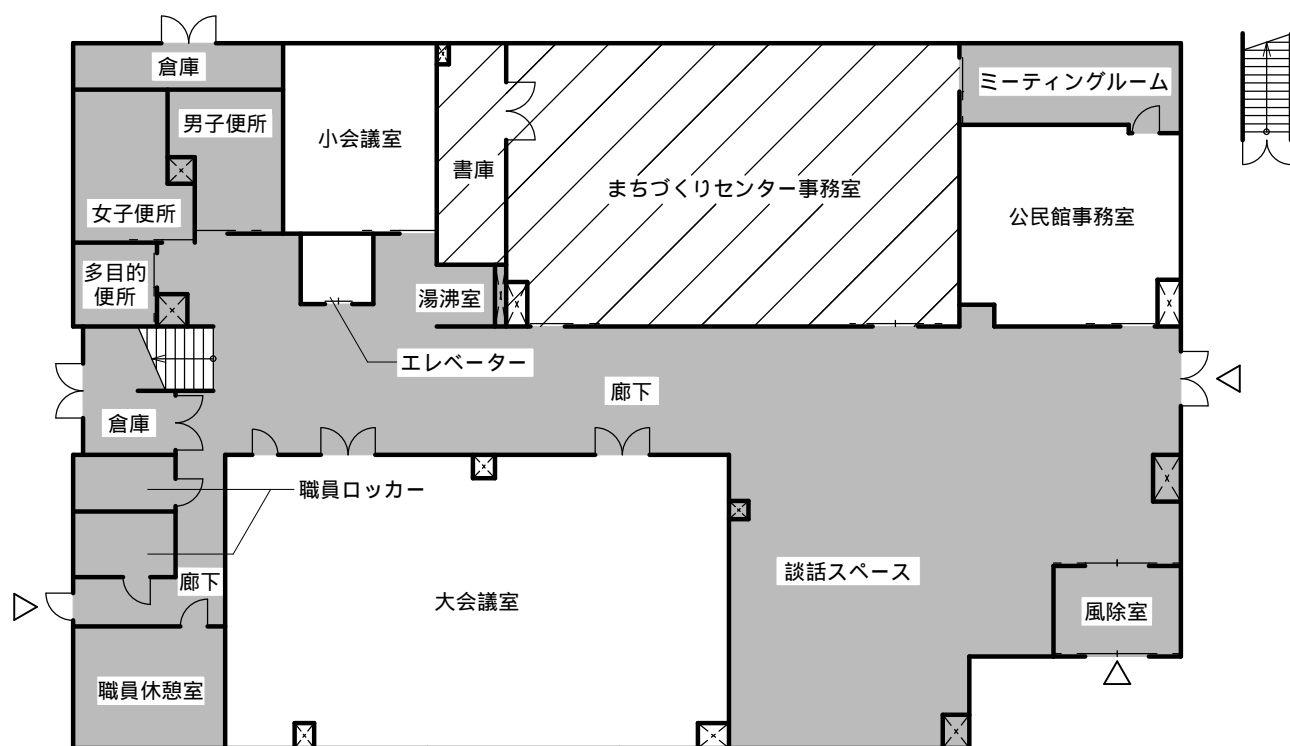
施設の概要

区 分	移 転 前	移 転 後
位 置	相模原市南区当麻 1 3 2 4 番地 2	相模原市南区下溝 5 9 4 番地 6
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷 地 面 積	2, 0 0 6 . 8 4 m ²	2, 1 0 2 . 4 4 m ²
延べ床面積	8 8 6 . 4 7 m ² (共用部分を含む。)	1, 3 3 2 . 4 5 m ² (共用部分を含む。)

配置図



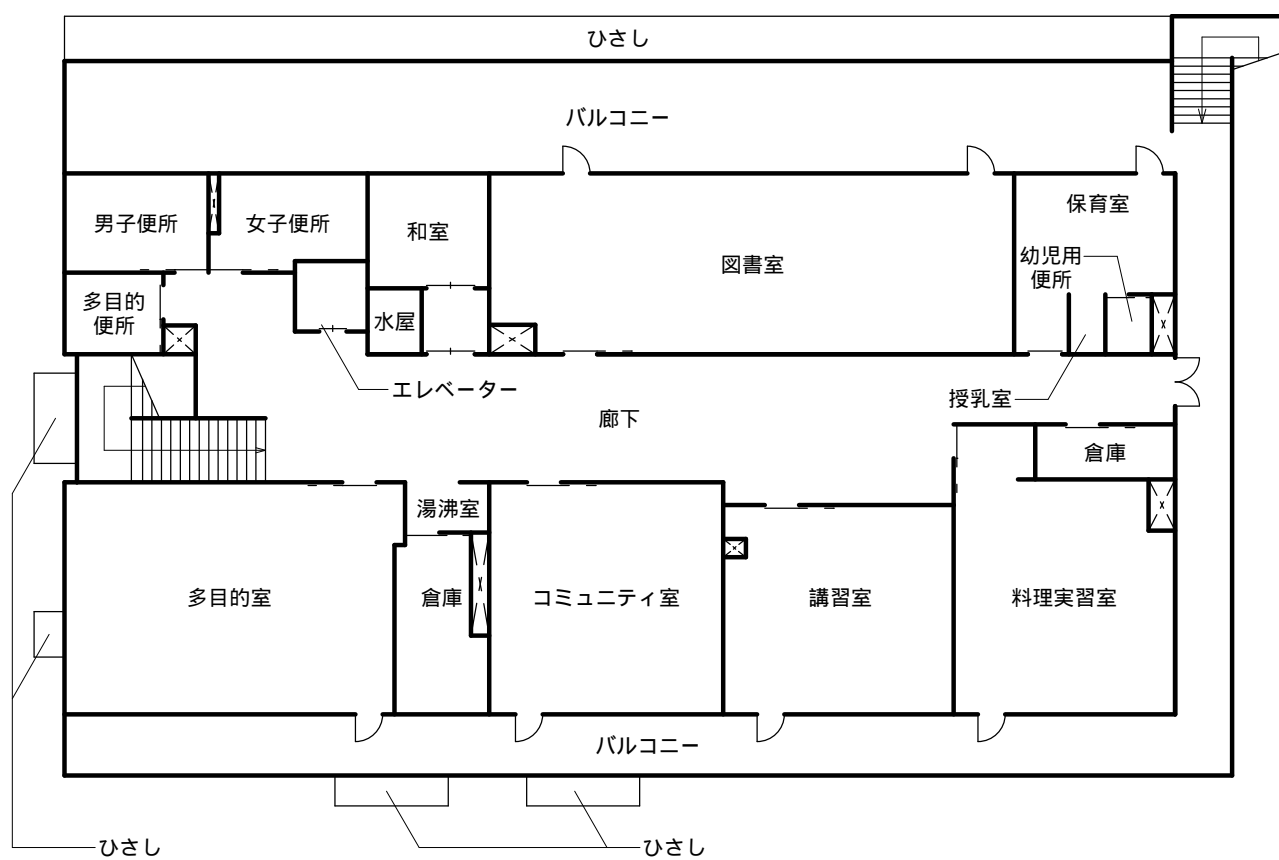
1 階平面図



凡 例

- 共用部分
- まちづくりセンター部分
- 公民館部分

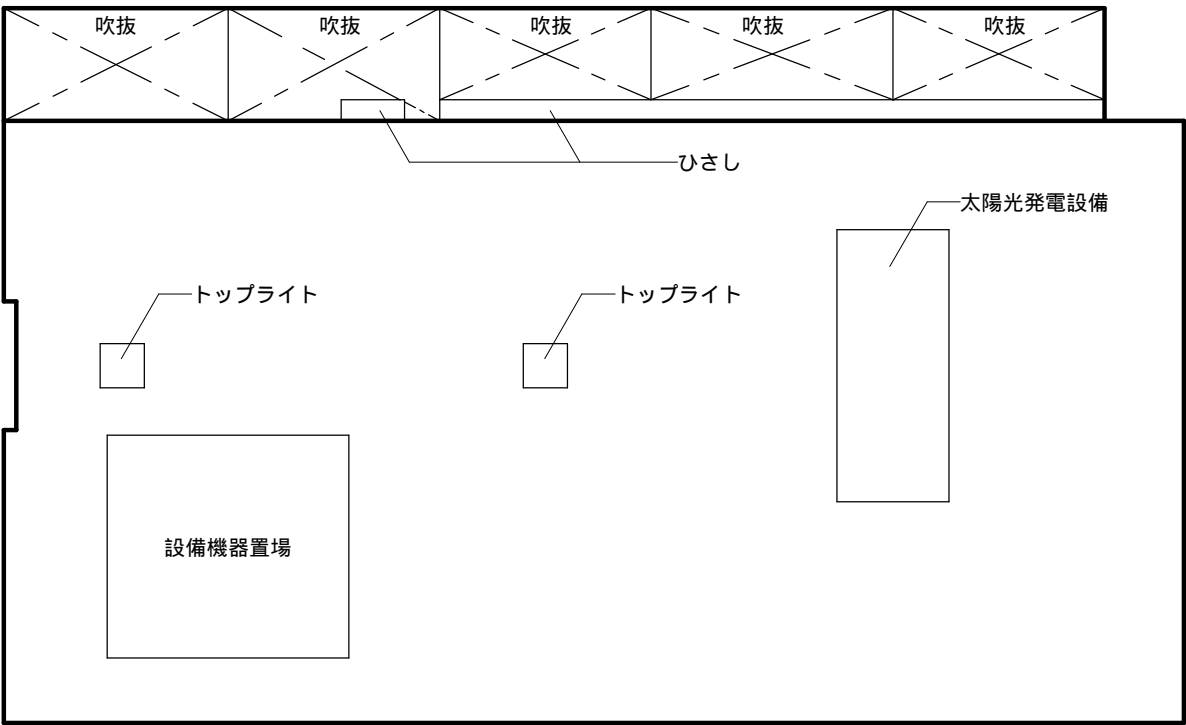
2 階平面図



凡 例

公民館部分

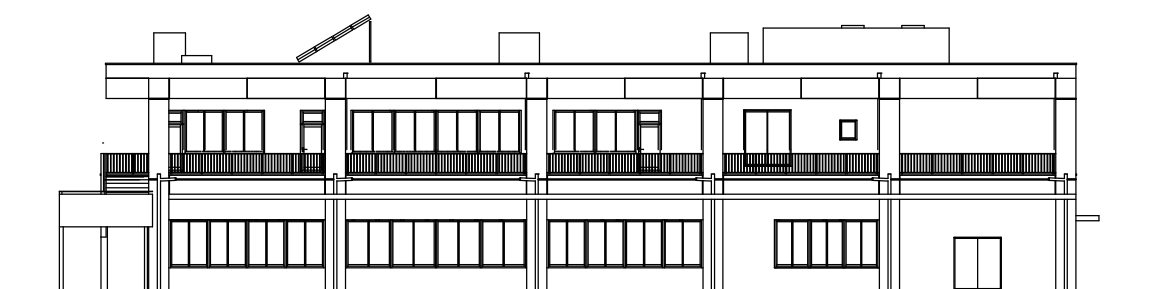
屋上平面図



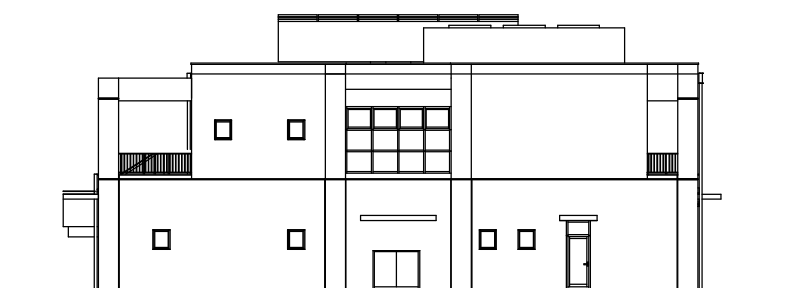
西立面图



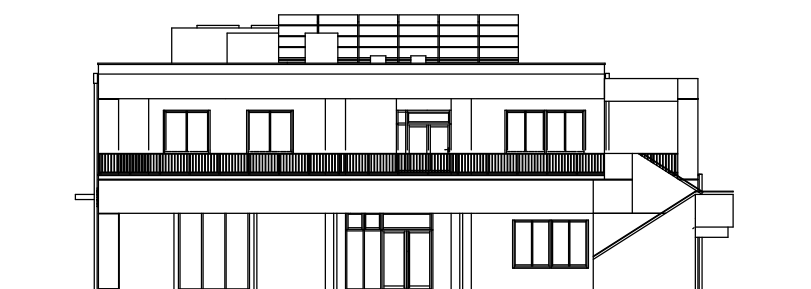
東立面图



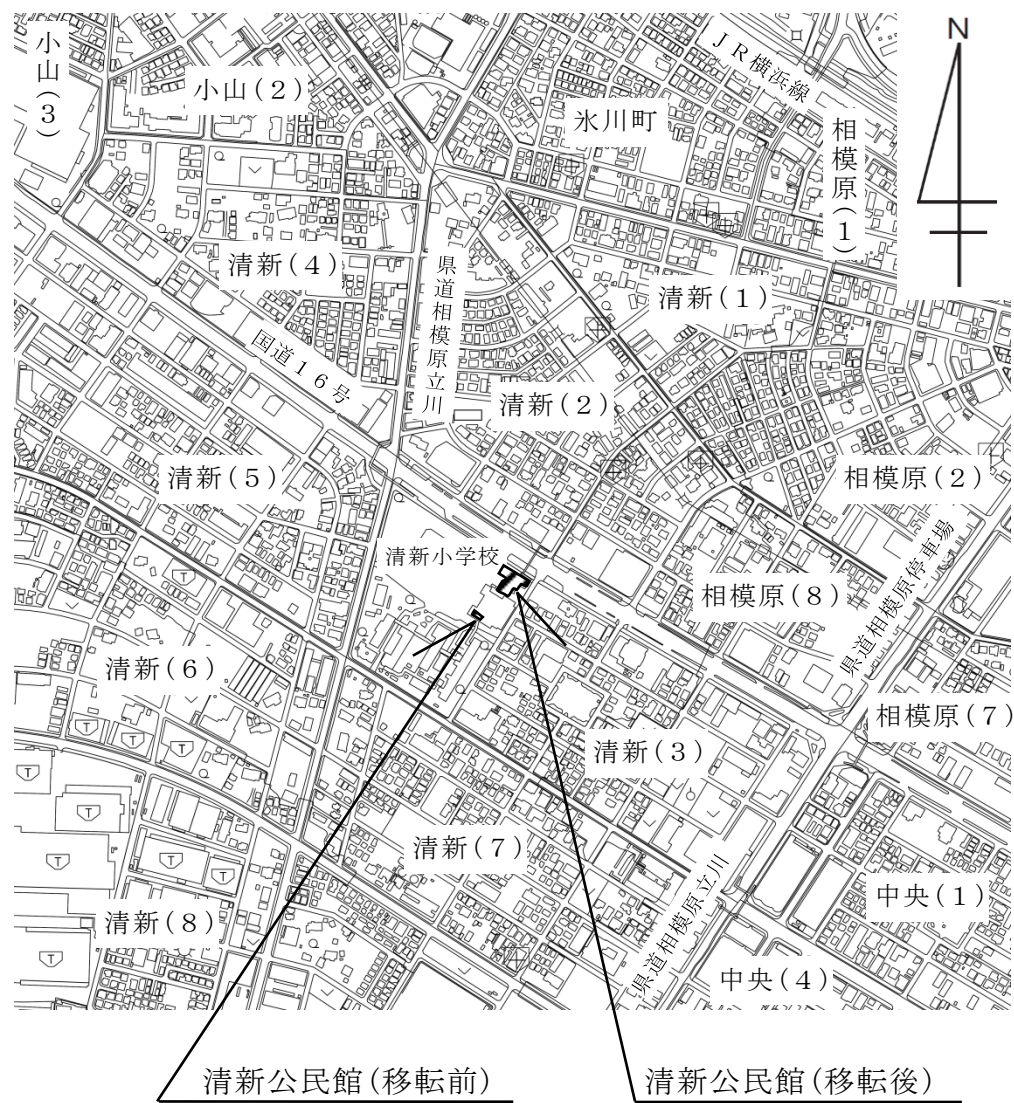
北立面图



南立面图



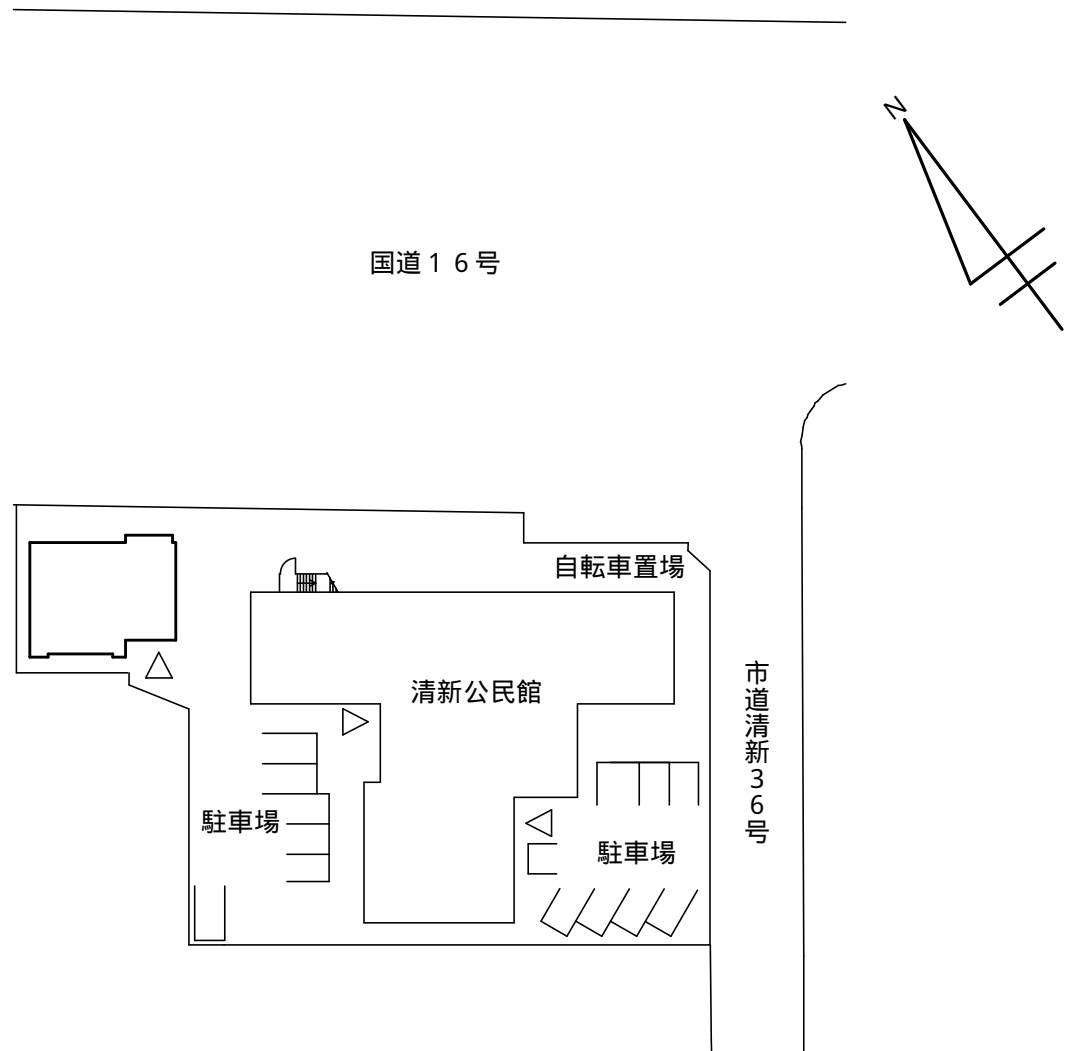
案 内 図



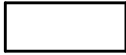
施設の概要

区 分	移転前(仮設)	移転後
位 置	相模原市中央区清新3丁目16番6号(清新小学校内)	相模原市中央区清新3丁目16番1号
構 造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨造平屋建
延べ床面積	清新小学校屋内運動場の一部 315.69㎡ (共用部分を含む。)	1,050.93㎡ (改修前 939.97㎡)

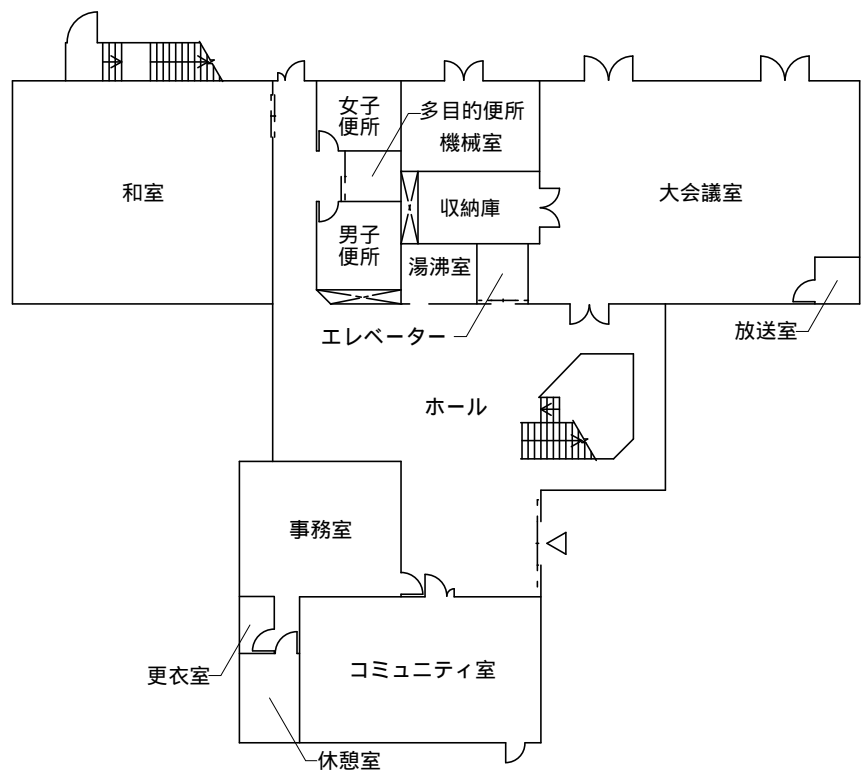
配置図(改修後)



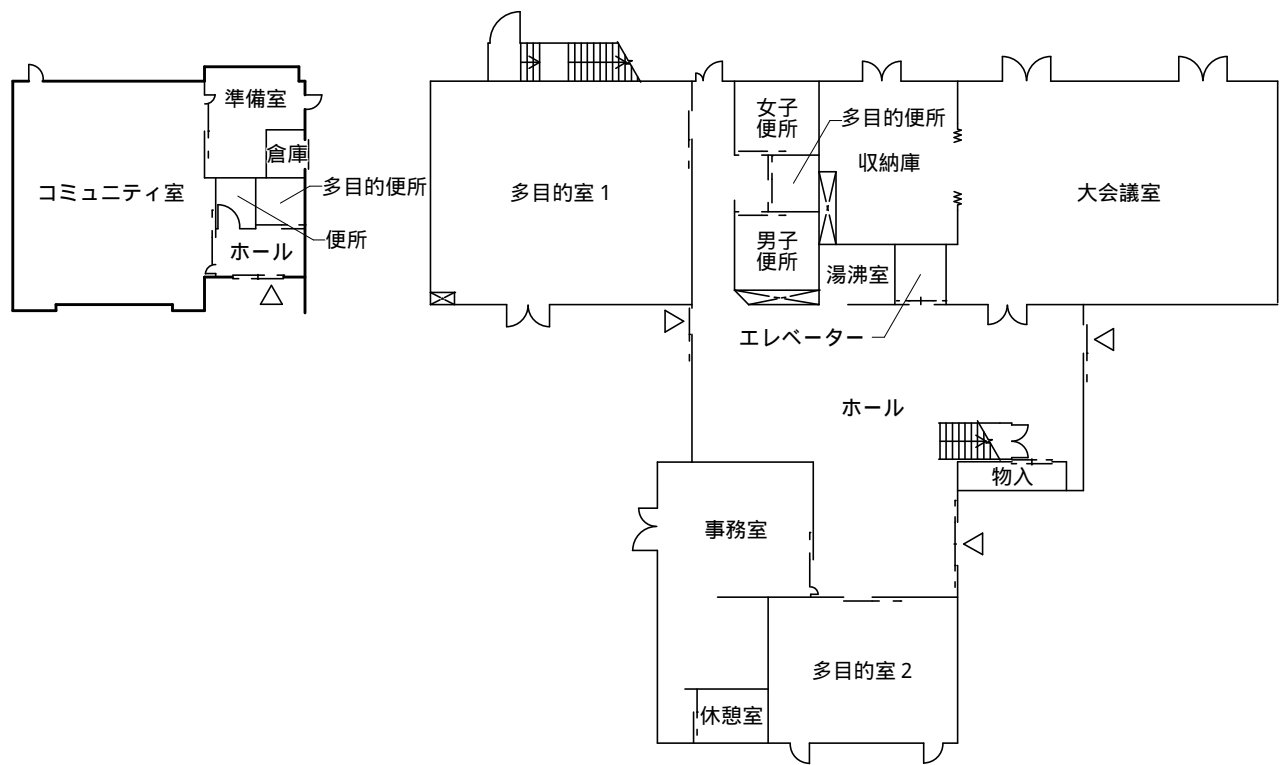
凡 例

 増築部分

1 階平面図(改修前)



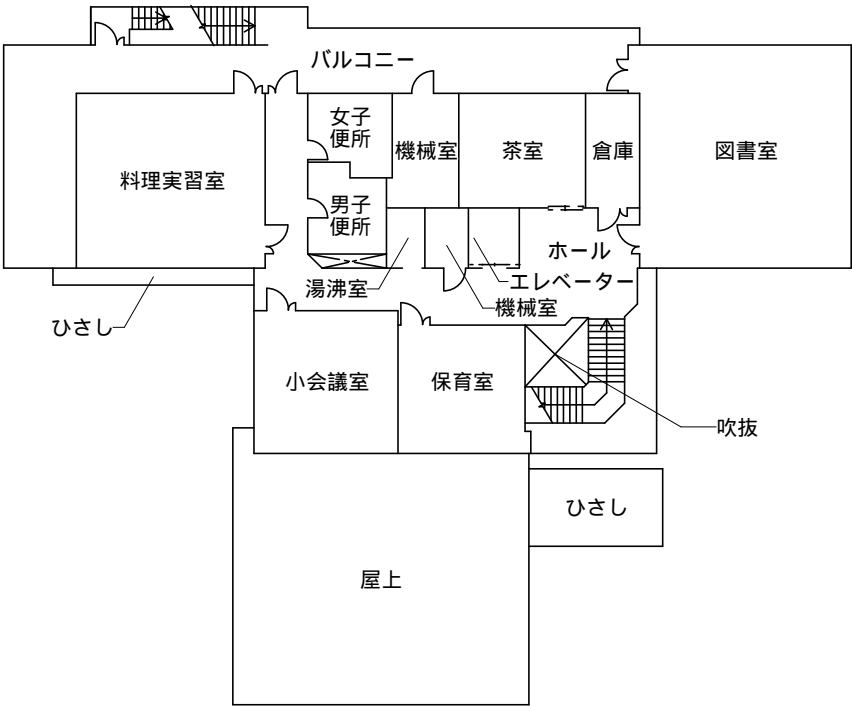
1 階平面図(改修後)



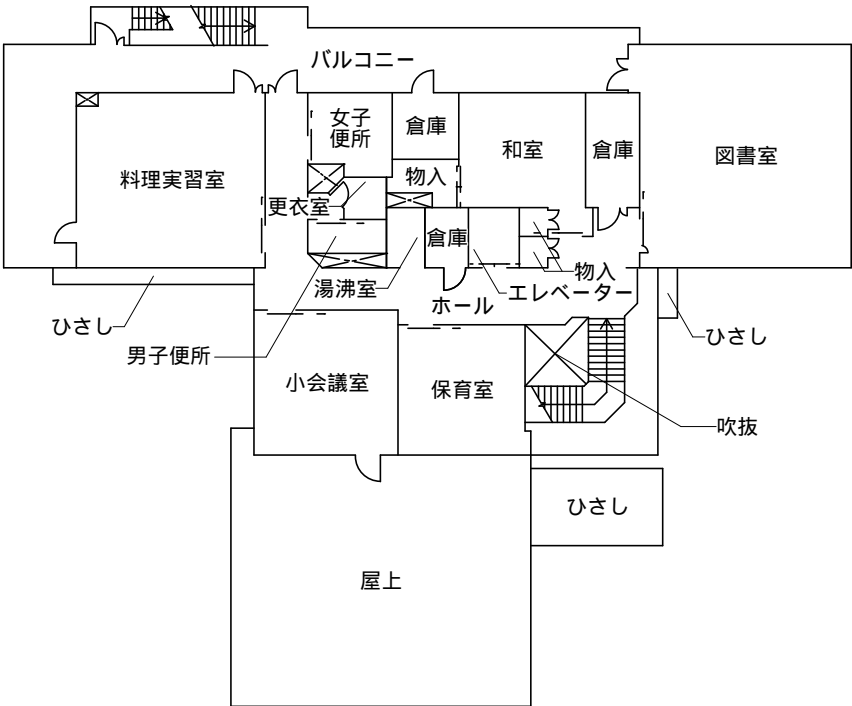
凡 例

増築部分

2 階平面図(改修前)



2 階平面図(改修後)



相模原市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

相模原市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 8 月 23 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

相模原市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 30 年相模原市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 33 条第 3 項中「第 15 条の 2 の規定による人体から排出され」を「第 15 条の 3 第 1 項第 2 号の病院、診療所又は前条の施設(施設告示第 4 号に定める施設を除く。)における厚生労働省令で定める基準」に、「人体から排出され」を「病院、診療所又は施設告示に定める施設(施設告示第 4 号に掲げる施設を除く。)における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第 15 条の 2 の規定による検体検査」を「第 15 条の 3 第 1 項第 2 号の前条の施設(施設告示第 4 号に定める施設に限る。)における厚生労働省令で定める基準」に、「検体検査」と、「衛生検査所及び施設告示第 4 号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同令」に、「第 15 条の 2 の規定による医療機器」を「第 15 条の 3 第 2 項の規定による医療機器」に改め、「医学的処置」と、「の次に「同令」を加え、「第 15 条の 2 の規定による第 9 条の 7 」を「第 15 条の 3 第 2 項の規定による第 9 条の 8 の 2 」に改め、「特定保守管理医療機器」と、「の次に「同令」を加え、「第 15 条の 2 の規定による医療」を「第 15 条の 3 第 2 項の規定による医療」に改め、同項第 1 号中「血清学的検査」を「免疫学的検査」に、「寄生虫学的検査及び生化学的検査」を「生化学的検査、尿・糞便等一般検査及び遺伝子関連・染色体検査」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

提案の理由

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成 30 年厚生労働省令第 93 号)による介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 30 年厚生労働省令第 5 号)の改正を踏まえ、検体検査の業務を委託する場合の基準に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 97 号関係資料

相模原市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

検体検査の業務を委託する場合の基準に係る規定の改正(第33条関係)

- (1) 介護医療院の管理者が検体検査の業務を病院又は診療所に委託する場合における当該病院又は診療所が適合すべき当該業務の適正な実施に必要な基準を既存の基準に次に掲げる基準を追加したもの((2)において「病院等適合基準」という。)とするもの

ア 遺伝子関連・染色体検査の業務の実施に当たっては、その精度の確保に係る責任者として、当該業務に関し相当の経験を有する医師若しくは臨床検査技師又は当該業務に関し相当の知識及び経験を有する者を有すること。

イ 検体受領作業日誌等の作業日誌が作成されていること。

ウ 委託検査管理台帳等の台帳が作成されていること。

- (2) 介護医療院の管理者が検体検査の業務を保健所、検疫所又は犯罪鑑識施設に委託する場合に病院等適合基準を適用することとするもの

2 施行期日

平成30年12月1日